

令和5年度美谷沢産業廃棄物処分場地下水検査結果一覧表  
(地下水：美谷沢産廃場上・美谷沢産廃場下)

試料採取日：令和5年11月1日

【単位：mg/L】

項目名	検査結果・上	検査結果・下	環境基準	備考
カドミウム(Cd)	0.001未満	0.001未満	0.003以下	
シアン(CN)	N.D.(不検出)	N.D.(不検出)	検出されないこと	定量下限値 0.01未満
鉛(Pb)	0.005未満	0.005未満	0.01以下	
六価クロム(Cr <sup>6+</sup> )	0.01未満	0.01未満	0.02以下	
ヒ素(As)	0.006	0.002未満	0.01以下	
水銀(Hg)	0.0002未満	0.0002未満	0.0005以下	
アルキル水銀	N.D.(不検出)	N.D.(不検出)	検出されないこと	定量下限値 0.0005未満
ホリ塩化ビフェニル(PCB)	N.D.(不検出)	N.D.(不検出)	検出されないこと	定量下限値 0.0005未満
ジクロロメタン	0.001未満	0.001未満	0.02以下	
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	0.0002未満	0.0002未満	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.1以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.04以下	シス体及びトランス体の濃度の和
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	0.006以下	
トリクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.01以下	
テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	
チウラム	0.0005未満	0.0005未満	0.006以下	
シマジン	0.0001未満	0.0001未満	0.003以下	
チオベンカルブ	0.0001未満	0.0001未満	0.02以下	
ベンゼン	0.001未満	0.001未満	0.01以下	
セレン	0.005未満	0.005未満	0.01以下	
1,4-ジメチルベンゼン	0.005未満	0.005未満	0.05以下	
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	

◎環境基準は、地下水の水質の汚濁に係る基準です。

◎最終処分場における有害項目の水質基準値は掲載した環境基準値となります。

(株)信濃公害研究所

令和5年度美谷沢産業廃棄物処分場浸出水検査結果一覧表

試料採取日：令和5年11月1日

【単位：mg/L】

項目名	検査結果	排水基準	環境基準	備考
カドミウム(Cd)	0.001未満	0.03以下	0.003以下	
シアン(CN)	N.D.(不検出)	0.5以下	検出されないこと	上乘せ排水基準を適用 定量下限値0.01未満
鉛(Pb)	0.005未満	0.1以下	0.01以下	
六価クロム(Cr <sup>6+</sup> )	0.01未満	0.3以下	0.02以下	上乘せ排水基準を適用
ヒ素(As)	0.002未満	0.1以下	0.01以下	
水銀(Hg)	0.0002未満	0.003以下	0.0005以下	上乘せ排水基準を適用
アルキル水銀	N.D.(不検出)	検出されないこと	検出されないこと	定量下限値 0.0005未満
ホリ塩化ビフェニル(PCB)	N.D.(不検出)	0.003以下	検出されないこと	定量下限値 0.0005未満
ジクロロメタン	0.001未満	0.2以下	0.02以下	
四塩化炭素	0.0002未満	0.02以下	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	0.0002未満	0.04以下	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.001未満	1以下	0.1以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.001未満	0.4以下	0.04以下	シス体及びトランス体の濃度の和
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	3以下	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005未満	0.06以下	0.006以下	
トリクロロエチレン	0.001未満	0.1以下	0.01以下	
テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.1以下	0.01以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.0002未満	0.02以下	0.002以下	
チウラム	0.0005未満	0.06以下	0.006以下	
シマジン	0.0001未満	0.03以下	0.003以下	
チオベンカルブ	0.0001未満	0.2以下	0.02以下	
ベンゼン	0.001未満	0.1以下	0.01以下	
セレン	0.005未満	0.1以下	0.01以下	
1,4-ジメチルベンゼン	0.005未満	0.5以下	0.05以下	
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.0002未満	.....	0.002以下	

◎排水基準は、水質汚濁防止法第3条第1項に基づく一律基準です。但し、シアン・六価クロム・水銀については、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乘せ排水基準(条例第16条別表第1)が設定されているため、その基準を適用させてあります。

◎環境基準は、維持されることが望ましい基準です。

◎最終処分場における有害項目の水質基準値は掲載した環境基準値となります。

(株)信濃公害研究所